## 令和4年度 大山町自転車活用推進連絡会議 (書面開催)

令和4年8月23日(火)

次 第

- 1 会議内容
- (1) 大山町自転車活用推進計画(令和4~6年度)について
  - ○大山町自転車活用推進計画の概要 | 資料1-1 |
  - ○大山町自転車活用計画の説明及び進捗等 | 資料1-2
    - ・大山町自転車活用推進チーム (別紙1)
    - ・自転車に関する広報啓発 (別紙2)
    - ・サイクルスポーツの魅力発信 (別紙3)
    - ・海と山をつなぐサイクリングルートの利用促進 (別紙4)
    - ・レンタサイクルの普及促進 (別紙5)
- (2) 自転車活用関係のお知らせ
  - ○大山町自転車活用計画事業に関するお知らせ 資料2-1
  - ○鳥取県サイクルツーリズムに関する各種補助金等のお知らせ | 資料2-2
- (3) その他
  - ○大山町アウトドアライフ構想 参考資料1
  - ○海の観光拠点整備事業の概要について | 参考資料 2

## 自転車活用の目的

自転車が日常的な移動手段であるほかに「環境・健康・観光」などの様々な側面から、その多様な利用価値に注目し、自転車活用による地域の活性化を図る。

## 計画の基本理念

自転車でつながりひろがる大山町の楽しさ

#### 推進目標~5つの推進目標と施策~ 乗る人の命を守るために必要な交通 【交诵•安全】 ルールの徹底、自転車の日常点検や安 全運転、ヘルメットの着用などの普及 自転車に乗る 啓発等に努め、自動車・自転車・歩行 自転車を徒歩と同様に基礎的な移動手 地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進 「人」の安心 者それぞれが互いの特性や交通ルール 段と捉え、公共交通や自動車とのベス 【環境・暮らし】 を理解し、安心安全に使うことができ トミックスを目指し、近距離の移動や 安全づくり る人的な環境づくりを推進します。 自然との共生に 電動アシスト付き自転車の活用など、 暮らしの中の無理のない自転車活用 つながるきっか 身近なところから環境にやさしいライ フスタイルにつながる自転車活用を推 けづくり 自転車の点検整備の促進 自転車通勤等の促進 進します。 自転車の安全利用の促進 運動不足の解消にも役立ち、スポーツ 【スポーツ・健康】 としても魅力のある自転車を誰もが楽 学校等における交通安全教育の推進 サイクルスポーツ振興の推進 しめるものとなるよう、体力に応じた 楽しみながら ルート設定や競技大会の開催など、ク 心と体の健康 路面表示や標識の整備により自動車・ オリティ・オブ・ライフの向上や健康 自転車を活用した健康づくりの推進 「道路・まちづくり】 づくりにつながる自転車活用を推進し 歩行者も快適に使うことできる道路環 づくり 境を整えていくことや、サイクリング ます。 自転車が走る ルート・生活道路といった道路の性格 「道」の安心 に応じた安全対策、駐輪場の整備など 自転車利用の利便性を高める物的な環 安全づくり サイクリングツアーの充実やレンタサ 境づくりを推進します。 【観光•地域振興】 イクルの活用を進めるほか、立ち寄り 地域をつなぐサイクリングルートの活用推進 場所の多いルート設定や自転車に優し 海から山まで い宿泊・商業施設の受け入れ環境整備 自転車通行空間の計画的な整備推進 ひろがる観光 公共交通機関との連携を図り、海から 魅力あるサイクリング環境の創出 山まで周遊できる観光地域づくりを推 地域づくり 進します。 自転車の利用が生まれるまちづくりの推進

# 計画の フォローアップ

実施する取り組みの進捗状況及び関連指標等を参考に、PDCAサイクルに則ってフォローアップを行い、実施する取り組みの評価・改善を行いつつ計画の推進を図る。

資料1-2

Ⅰ 【環境・暮らし】自然との共生につながるきっかけづくり

大山町自転車活用推進事務局:観光課

分類	取組施策 実施する取り組み	取組内容	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点 施策	備考
1	地球温暖化防止に向けた自転車の利	可用促進							-			
	① 自転車利用による環境負荷低 減の広報啓発	温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の「スマートムーブ」等を活用して、自転車活用等のわたしたちができる環境にやさしいライフスタイルへの転換について、広報・啓発を行います。	環境交通対策	住民課		R6	R4~	-	-	広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住 民向け広報を実施。	*	広報啓発事業
	② エーな移動士段の沿用を従り仕	環境にやさしい移動手段として自転車の利用を促すため、一定の自 転車移動によってエコポイントが得られる仕組み等を検討し、自転車 利用の促進を図ります。	環境交通対策	住民課		R6	R4~	-	-	エコポイント的な制度について、本町への導入可能性について情報収集及び検討実施。		利用促進支援事業
2	暮らしの中の無理のない自転車活用											
		5日1日から5日21十本の白む市日間及び5日5日の白む市の日よ	事務局	観光課 (関係各課)		R6	R4~	-	-	①大山町自転車活用推進連絡会議を8月 下旬に開催する。		広報啓発事業
	①  自転車に関する広報啓発	5月1日から5月31までの自転車月間及び5月5日の自転車の日と 連動して、自転車利用に関する広報啓発活動を強化し、町内での自 転車利用に関する理解や意識醸成を図ります。	事務局	観光課(関係各課)		R6	R4~	-	_	②町ウェブサイト上で、各課の取り組みは 各課ページに、観光課ページには自転車施 策のポータルも作成して、各課の取り組み のリンクを貼る。	*	広報啓発事業
	② 2km以内の自転車移動の推奨	日常生活の移動の中で自動車の代替が可能であると考えられる2 km以内の移動においては、「天気の良い日2km以内」を合言葉に、 自転車活用の情報発信を行い、無理のない自転車活用を推奨しま す。	環境交通対策	企画課	総務課	R6	R4~	-		広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住 民向け広報を実施。		広報啓発事業
	電動アシスト付き自転車の活用 促進	日常の自転車活用の妨げとなる坂道の問題や観光における長距離 利用での体力的な負担を解消するものとして、電動アシスト付き自 転車に関する情報発信や地域のニーズに応じて購入助成制度の導	環境交通対策	企画課	観光課	R6	R5	-	-	広報だいせん、町ウェブサイトを活用した住 民向け広報を実施。必要に応じて、他の広 報啓発事業等との合同掲載を検討する。	*	広報啓発事業
		入を検討し、電動アシスト付き自転車の活用を図ります。	環境交通対策	企画課	1	R6	R4~	-	-	ニーズ・補助対象先などの調査検討を進め、必要に応じて制度設計を行う。		利用促進支援事業
3	自転車通勤等の促進											
	自転車通勤拡大のための広報 啓発・支援の検討	最も身近で習慣的な移動となる通勤での自転車の利用機会の向上のために広報啓発を行います。また自転車通勤に関する課題を検討し、自転車活用推進官民連携協議会策定の「自転車通勤導入に関する手引き」を参考に支援等を検討します。	環境交通対策	企画課	総務課 町職労	R6	R4~	-	-	通勤への自転車活用に向けた課題を整理 し、活用可能な層に向けた推進広報を行 う。		利用促進支援事業
		自転車通勤を導入する事業所等において、自転車通勤者や施設の 来訪者のために必要な駐輪場の整備に係る支援を検討します。	環境交通対策	企画課	町商工会	R6	R4~	-	-	ニーズ・補助対象先などの調査検討を進め、必要に応じて制度設計を行う。		利用促進支援事業

### Ⅱ 【スポーツ・健康】楽しみながら心と体の健康づくり

分類	取組施策 実施する取り組み	 - 取組内容 	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標 年度	事業 年度	執行 予算	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点施策	備考
1	サイクルスポーツ振興の推進											
	① サイクルスポーツの魅力発信	    -  地域におけるサイクルスポーツに関する情報収集や情報発信を行  い、自転車に親しみやすい環境づくりを図ります。   	健康スポーツ推進	社会教育課		R6	R4~	ı	-	・5月は「自転車月間」であることから、図書館本館にてトッピクコーナーを設置・大山チャンネルの放送に向けて協議を行う。 ・愛好者と団体育成に向けて協議・検討を行う。		広報啓発事業
	②は一つ日転車のメンテナン人	愛好家・自転車店・団体等と連携し、ロードバイク等のスポーツ自転  車のメンテンナンスや乗り方講座、町内での走行会の開催等を検討し、サイクルスポーツの普及を図ります。	健康スポーツ推進	社会教育課	観光課	R6	R4~	ı	-	R5年度の事業実施に向け、情報収集や検討を行う。	*	新価値創造事業
	③インドアサイクリングの活用検討	悪天候による継続的な運動の妨げや公道走行の不安を和らげるも lのとして、ニーズに応じて民間事業者等とフィットネスバイクやバー ナャルサイクリングなどの活用の検討を行います。	健康スポーツ推進	社会教育課	健康対策課	R6	R4~	ı	_	R5年度の事業実施に向け、情報収集や検討を行う。		新価値創造事業
2	自転車を活用した健康づくりの推進											
		  地域における健康づくりに役立つ自転車活用の事例収集や広報啓  発を行い、町民の運動習慣の増加を図ります。 	健康スポーツ推進	健康対策課		R6	R4~	-	-	情報収集を行い、ホームページや広報だい せん10月号への掲載を目指す。		広報啓発事業
	② 健康増進と連携した観光事業等の促進	サイクルツーリズムや健康づくりを推進する民間事業者・団体等に対して、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような自転車を活用したコンテンツと観光等が連携した事業の導入・検討について働きかけます。	健康スポーツ推進	健康対策課	観光課	R6	R4~	-	-	先進事例などの情報収集を行い、また、 カーブスとの連携を行いながら、次年度に 向けての事業検討を行う。	*	利用促進支援事業

# \_Ⅲ\_【観光・地域振興】海から山までひろがる観光地域づくり

分類	取組施策 実施する取り組み	り 取組内容	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標年度	事業年度	執行	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点施策	備考					
1	地域をつなぐサイクリングルートの活	5用推進															
	<sub>①</sub> ナショナルサイクルルート指定に	  -  -  -  - 	観光地域振興	観光課	建設課	R6	R4~	-	-	①大山周遊ルートの検討状況に合わせて 町管理道のハード整備計画を立てる。		広報啓発事業					
		ロモーションを行い、国内外からの誘客促進を図ります。		観光課		R6	R6			②ルート整備後には町内部分でFAMトリップ・モニターツアー等の実施を委託し、町内観光の情報発信を行う。							
	大山町の魅力である海と山を一度に満喫できるサイクリングルート		観光課	企画課 建設課	R4	R4	-	-	①R3実施の(株)アーチの助言をもとに整備 ルートを決定する意見交換会(県土・サイク ル振興室・サイクリング協会・建設・企画・観 光)を設け決定する。								
	② 海と山をつなぐサイクリングルートの利用促進	を検討し、ルート沿線の事業者と連携しながら、海側と山側が連携した誘客施策に取り組みます。	観光地域振興	観光課	建設課	R6	R5~	-	_	②町管理道であれば整備計画を検討し予算化していく。町以外では要望を上げていく。							
				観光課	企画課	R6	R5~	-	-	③決定したルート沿線事業者を中心にルートを活用した誘客キャンペーン等を検討する。	*	利用促進支援事業					
		  地域関係者や商工事業者に対して、地域資源の活用や地域活性化  につながるサイクリングルートの検討を促すほか、ルート検討に必要な情報提供等の支援を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4~	-	_	大山町商工会(大山時間)の協力を得てコト・モノそれぞれの講習会を通じて民間事業者等主体のサイクルツーリズムの推進を図る。		新価値創造事業					
				観光課		R6	R4~	-	-	①初心者でも参加できるイベントとして持続性のあるはまなすサイクリングの在り方を 検討する。							
		 	観光地域振興	観光課		R4	R4	補助	単町	②MTBトレイルを活用したイベントに補助金を交付し、今後の利用促進につなげる。またイベント誘致に向けて事業者にヒアリングを行う。		利用促進支援事業					
	④ サイクリングイヘントの用作・誘			設定するよう努めます。	設定するよう努めます。	設定するよう努めます。	設定するよう努めます。	設定するよう努めます。		観光課	社会教育課 福祉介護課	R6	R4~	-	-	③ねんりんピックの自転車競技コース担当 町として協力する。	
		<del>                                     </del>		観光課		R6	R5~	-		④うみなみロード・大山周遊ルート(検討中)・海と山をつなぐサイクリングルート(検討中)を町ウェブサイト上で発信。							
			観光地域振興	観光課		R6	R5~	-	-	⑤ジャパンエコトラックルートへの掲載か独 自のルートマップを作成する。							
		<u>.</u>		観光課		R6	R5~	-	-	⑥ウェブサイト上でルートデータの取得でき るよう検討する。		利用促進支援事業					
2	魅力あるサイクリング環境の創出 -																
		  地域関係者の協力を得ながら官民連携による安全・安心・快適なサ  イクリング環境の整備を図ります。ジャパンエコトラックの推進及び	観光地域振興	観光課		R6	R4~	-	-	①町有施設も含めてダイジョウブシステムと ジャパンエコトラックの受け入れ環境整備を 図る。							
		サイクリング拠点施設の整備に関する支援を検討します。		観光課		R6	R5~	-	-	②サイクリング拠点となる施設整備を行う事業者に対する補助制度を検討する。		利用促進支援事業					
	②   大川争未有寺による日転年コノ	初心者にも参加できるサイクリングツアーの企画やガイドができる人材の育成を支援し、多くの人がサイクリングを楽しめる環境づくりと サービスの充実を支援します。	観光地域振興	観光課		R6	R4~	補助	生推進	有料ガイド全般に加えて、サイクリングガイド育成に資する事業に対して補助金を交付し、ガイドツアーの充実を図る。		新価値創造事業					
	③ 公共交通機関との連携	公共交通機関と自転車との連携を図るサイクルトレインやサイクル  バスの運行に向けて、地域関係者と課題や対策等の検討を行いま  す。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4~	-	-	サイクルトレインやサイクルバスの運行の 実現に向けて、関係者と課題等の整理を行 う。		新価値創造事業					
	④ レンタサイクルの普及促進	電動アシスト付き自転車を活用したレンタサイクルモデル事業を通じて、地域関係者と連携しながら、利用者ニーズに合ったレンタサイク   ルシステムの構築を検討します。	観光地域振興	観光課		R6	R4~	補助	生推進	R4は無料、R5では有料のレンタサイクル検証業務を通じて、町内で持続可能な運営方法を検討し、R6本格運用を目指す。	*	新価値創造事業					

#### Ⅳ 【交通・安全】自転車に乗る「人」の安心安全づくり

分類	取組施策	取組内容	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標 年度	事業年度	執行 予算	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点 施策	備考
1	自転車の点検整備の促進										2021	
	① 自転車技師・自転車安全整備士 の資格取得への支援等	一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技師や公益財団法人日本管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格取得に係る支援を検討するほか、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を行い、自転車の安全点検について啓発を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4~	-	-	町内自転車販売店と意見交換を行い、町内 における自転車店の確保や自転車整備士 の確保の方法について検討する。		利用促進支援事業
	② 自転車整備体制の強化	自転車利用が多く見込まれるルートの沿線上において、自転車店だけでなく自動車店や協力施設でも簡易な修理キットの提供やパンクなどの簡易な修理ができるよう地域関係者と検討を行います。	観光地域振興	観光課	企画課	R6	R4~	-		ダイジョウブシステム等の協力施設に対して、既存のサービス以上のものが提供可能かどうか事業への関心度をヒアリングする。	*	利用促進支援事業
	③ 日常の安全点検の啓発	自転車を安全な利用には、日常の基本的な点検が有効であるため、乗車前の自己点検が習慣になるよう「ぶたはしゃべる」を合言葉に啓発を図ります。	環境交通対策	企画課	琴浦大山警 察署	R5	R5~	-	I	警察等からの情報を参考に、個人で実施可能な取り組みについて整理し、必要情報を 広報する。		広報啓発事業
2	自転車の安全利用の促進											
	助犯登録及び保険加入等の促 進 進	防犯登録及び自転車の保険加入率が上がるよう普及啓発を行います。	環境交通対策	企画課	琴浦大山警 察署	R5	R5~	-	-	警察等からの情報を参考に、啓発につなが るような広報を実施する。		広報啓発事業
	② 自転車乗車時のヘルメット着用   の普及啓発	交通安全教室等の機会を活用してヘルメット着用を啓発するととも に、こどもを対象としたヘルメット購入支援や率先して着用したくなるような普及策を生徒と一緒に検討する等、ヘルメット着用の普及を図	環境交通対策	幼児·学校教 育課		R6	R5~			補助については過去に中学生分支援を廃止した経過も考慮したうえで、これから必要な対象等の研究を含めた制度検討を行う。		利用促進支援事業
		ります。	環境交通対策	企画課	幼児•学校教 育課	R5	R5~	-	-	警察等からの情報を参考に、広報だいせ ん、町ホームページ等での広報を実施。		広報啓発事業
	③ 自転車通行空間の整備に合わ   せた通行ルールの広報啓発	自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車通行 ルールや「自転車安全利用五則」を活用して自転車の基本的な通行 ルールを周知することにより、地域住民等への通行ルールの広報啓 発に努めます。	環境交通対策	企画課	幼児・学校教 育課	R5	R5~	-	-	自転車通行空間の整備に合わせて、必要 な広報を実施。	*	広報啓発事業
	④  順立の拗皮	自転車の交通ルール順守について、町役場の所属職員に対して自 転車通行ルール等の周知及び普及を図り、自転車利用の手本とな ることで、町内の安心安全な利用環境の創出に努めます。	環境交通対策	総務課		R6	R4~	-	-	折に触れ、自転車安全利用5則ほか、必要な情報をインフォメーションにて周知。	*	広報啓発事業
	⑤ ボランティア等と連携した交通安 全指導・啓発活動の推進	ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等が連携して、違反行為を防止するため、自転車の盗難防止対する意識の向上、駐輪中の自転車への施錠啓発を行うとともに迷惑駐輪、放置自転車等のマナー違反や交通ルールの徹底等に努めます。	環境交通対策	企画課	幼児•学校教 育課	R5	R5~	-	_	交通安全指導員が現場に出向いた際に、 自転車の乗り方等に指導いただけるよう、 必要に応じた研修機会の提供や情報提供 を実施する。		広報啓発事業
3	学校等における交通安全教育の推進											
	  ① 交通安全教室等の推進   	小・中学校の児童・生徒には交通安全教室等を活用して発達段階に 応じた安全確保や交通ルールを守る必要性・重要性への理解を促 すとともに、関係機関とも携して、高齢者につけれて通り組みませる。	環境交通対策	幼児・学校教 育課		R6	R5~	-	_	現在、小学生世代に向けて行っている自転車の乗り方指導や、自転車通学の中学生への啓発活動を継続して実施する。 1200女主体報寺と建携しなから、個仏い中		広報啓発事業
		実施や交通安全に関する指導技術の向上に向けた取り組みを検討 します。	環境交通対策	企画課	幼児・学校教 育課	R5	R5∼	-	-	代に向けた基本的なルール等について啓		広報啓発事業
		教育委員会、警察、道路管理者等の地域関係者により、自転車の 視点も踏まえた通学路の安全点検を検討します。	環境交通対策	幼児·学校教 育課	建設課	R6	R5~	-	_	役場関係課合同で毎年実施している通学 路の安全点検を継続実施するとともに、保 護者等から寄せられる情報をもとに随時対 応する。		利用促進支援事業

#### V 【道路·まちづくり】自転車が走る「道」の安心安全づくり

分類	取組施策 実施する取り組み	取組内容	班区分	実施(主導) 主体	関連主体	目標 年度	事業 年度	執行 予算	活用事 業名	事業内容(R4.5.31時点)	重点	備考
1	自転車通行空間の計画的な整備推	進										
	① ガイドラインに基づく自転車通行 空間の整備推進	安全で快適な自転車利用に向けて、自転車ネットワーク計画の策定を検討するとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライレン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)に基づき、道路の路肩拡幅や自転車通行帯の設置、路面標示や走行ラインのカラー舗装等、関係機関と協議しながら安全・快適な自転車通行空間の整備を検討します。	道路インフラ整備	建設課		R6	R5	ı	-	ルート決定後に検討を始める。	*	利用環境整備事業
	② 生活道路の安全対策	生活道路における歩行者・自転車・自動車の安全確保に向けて必要な安全対策を検討します。  自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の指定や狭柵の設置などの対策を講じます。	道路インフラ整備	建設課		R6	R5	-	_	ルート決定後に検討を始める。	*	利用環境整備事業
	③ 安全・快適な道路空間の共有に 関する啓発	愛媛県で平成27年から行われている「思いやり1.5m運動」と「走ろ  う! 車道運動」を参考に、道路事情により十分な自転車通行空間が  確保できない本町においても、自動車等の運転手に対して、自転車  の横を通過する際には、1.5m以上の安全な間隔を保つか徐行を促   したり、歩行者の安全のために自転車の車道走行を促したり、道路   を安心・快適に利用するシェアザロードの啓発を行います。	道路インフラ整備	建設課		R6	R4~	-	-	交通・安全に関する広報に併せて啓発を行う。		広報啓発事業
2	自転車の利用が生まれるまちづくり	の推進										
	1 び地域のニーズに応じた駐輪場	自転車通行空間上の違法駐輪・違法駐車への啓発、ニーズに応じた公共施設等への駐輪場の整備又はサイクルラックの設置等により 自転車を利用しやすい環境づくりに努めます。	環境交通対策	企画課	総務課	R5	R5~	-	_	公共施設への施設整備の必要性について 検討を進めるとともに、違法駐輪等につい て必要な広報を行う。	*	利用促進支援事業
	②シェアサイクル導入の検討	コンパクトなまちづくりとも連携し、鉄道周辺・公共施設が集中するエリア等を中心に、2次交通や公共交通を補完するものとして、シェアサイクルの有効性及び導入の可能性を検討します。	環境交通対策	企画課	観光課	R5	R4~	ı	-	シェアサイクル導入についての情報収集、 検討を進める。		新価値創造事業
	③ 災害時における自転車活用に 関する検討	災害時において自動車が利用できない道路状況を想定し、被災状況の把握や住民避難の対応等、機動的な移動の確保が求められる場面等での自転車活用の検討を行います。	環境交通対策	総務課		R6	R4~	_	_	大山町域での災害発生時に想定される自 転車活用機会の可能性について検討する。		広報啓発事業

# 自転車活用計画事業に関するお知らせ

事業番号	II-1-①
取り組み	サイクルスポーツの魅力発信
お知らせ	<ul> <li>●大山チャンネルでの魅力発信 愛好者がサイクルスポーツを楽しむ姿やメッセージを通して、情報発信をしていきたいと考えている。現在は出演者の人選中の段階であり、出演者について推薦などがあればお願いしたい。</li> <li>●団体育成に向けた協議・検討サイクルスポーツのイベントを通して魅力を発信する。イベントを担うことのできる団体の育成支援や情報発信を通して愛好者の裾野を広げていくとともに、イベント開催に意欲的な愛好者に集まってもらい、団体化に向けて協議を進めていきたいと考えている。愛好者について推薦などがあればお願いしたい。</li> </ul>
問合せ先	社会教育課生涯学習室 電話 0859-54-5212

事業番号	II-1-2
取り組み	スポーツ自転車のメンテナンス講座等の検討
	・スポーツ自転車のメンテナンス講座等の検討
お知らせ	令和5年度の事業化に向けて情報収集や検討を行っている。スポーツ自転車のメン
	テナンス講座や走行会への協力者について、推薦などがあればお願いしたい。
問合せ先	社会教育課生涯学習室 電話 0859-54-5212

#### 别級

#### **──** ◆R4年度 サイクルツーリズムに関する補助メニュー

補助金名	概 要	補助対象者	補助額 上限等	担当
サイクルイベ	県内で開催されるサイクリング	県内サイクリン	200千円	
ント支援事業	イベント参加者へのスポーツ用	グイベントの主	(補助率1/2)	
補助金	自転車の貸し出しに要する経費	催者		
	を支援			
レンタサイク	レンタサイクル拠点の施設整備	県内の市町村、	1,000	
ル拠点整備事	や自転車の貸出事業に要する備	観光協会等(観	千円(補助率 1/2)	
業補助金	品類(自転車、空気入れ、工具等)	光の振興を目的		
	の購入等に要する経費を支援	として、複数の		
		観光関係の事業		
		者で構成される		担当:中原
		団体)		電話:0857-26-7221
サイクルトレ	自転車と公共交通機関(鉄道又	県内の民間団体	イベント1回につ	
イン・サイク	はバス)を組み合わせたサイク	等	き250千円	
ルバス普及促	ルトレインイベント又はサイク			
進事業補助金	ルバスイベント(自転車を走行			
	状態・解体状態を問わず公共交			
	通機関 (鉄道又はバス) に搭載し			
	て移動する過程を含むイベント			
	及びその実証実験。) の開催を支			
	援			
宿泊施設魅力	自転車を館内(玄関口、客室等)	県内の宿泊施設	1,000	
アップ事業補	に駐輪する等の整備及び館内持	(旅館業の許可	千円(補助率 1/2)	14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14.
助金(サイク	ち込みするために必要な経費	を取得している		担当:瀨戸川
リストの聖地	(工事請負費) を支援	事業者に限る。)		電話:0857-26-7638
推進事業)				

#### ◆鳥取県「ダイジョウブシステム」について

サイクリストが安全・安心・快適に走行できるための受入れ環境整備として、県内全域で「ダイジョウブシステム」を運用しています。

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ョリノンハノム」を連用していまり		/#: <del>//</del> .		
制度名	概 要	登録等対象者	備考		
コグステーション	サイクルツーリズム拠点化する施設	レンタサイクル	・登録後、バイクラック、空気 入れ、工具等を県が準備し無償		
	を県が登録。登録には次の5点の提供	実施事業者等	譲渡します。 ※現在の登録施設数:6 施設		
	が可能なことが条件です。 ・レンタサイクル事業の実施 ・県内サイクルマップ・チラシの配架 ・バイクラック設置 ・工具等の貸し出し ・休憩スペースの提供 ・トイレの使用		(東部:1 施設、中部:1 施設、西部:4 施設)		
サイクルカフェ	サイクリストが快適に飲食・休憩が取	県内の飲食店、	・登録後、バイクラック、空気 入れ、工具等を県が準備し無償		
	れる飲食店を県が登録。登録には次の	喫茶店等	譲渡します。		
	4点の提供が可能なことが条件です。		※現在の登録施設数:126 店舗 (東部:31 店舗、中部:27 店舗、		
	・バイクラックの設置 ・工具等の貸し出し		西部:68 店舗)		
	・トイレの使用 ・飲料水(水道水)の提供				
鳥取県サイクリス	サイクリストが安心、快適に旅の疲れ	県内にある宿泊	・認定後、バイクラック、空気 入れ、工具等を県が準備し無償		
トに優しい宿	を癒やすことができる環境を備えた 宿泊施設を県が認定。 認定要件は次の	施設(旅館業法	譲渡します。 ※現在の登録施設数:15 施設		
	とおりです。	(昭和23年法	(東部:4 施設、中部:5 施設、 西部:6 施設)		
	・自転車の客室への持込み又は客室以外の	(本第138号) 等			
	屋内の安全な場所での保管 ・チェックイン前後等におけるフロント、コ	<del>ਜ</del>			
	インロッカー等での荷物の保管				
	<ul><li>・施設内コインランドリー等による衣類の 洗濯又はフロント等でのランドリーサー ビス</li></ul>				
	・手荷物に係る宅配の受取及び発送 ・バイクラックの貸出、空気入れの貸出				
	・自転車用工具の貸出				



添付書類 「コグステーション」「サイクルカフェ」…登録申込用紙 「鳥取県サイクリストに優しい宿」…要綱



鳥取県「ダイジョウブシステム」の詳細については松原(0857-26-7239)までお問い合わせください。